

ご存知
ですか？

令和3年度 税制改正の概要

令和3年度税制改正における最大のテーマは、令和2年1月に端を発した「新型コロナウイルス感染症」により、戦後最大の経済の落ち込みに直面したわが国の経済を再生することです。「感染拡大の防止」と「社会経済活動との両立」に向けて税制面からも一定の支援制度が手当されているものの、経済の再生を後押しするため改正が行われました。

今回は、個人や企業にとって特に影響を受ける可能性の大きい箇所を重点的に説明させていただきます。

個人所得課税の改正

●住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

新型コロナウイルスの影響で低迷する住宅需要の底上げを図るため、この特例措置が2年間延長されることになりました。

令和4年12月末までに入居した場合に限り、引き続き13年間の控除が受けられるようになります。また、これに合わせて同控除の対象となる物件の面積要件が現行の50㎡から40㎡へと緩和されます(所得金額の制限あり)。

●退職所得課税の適正化

退職金は、老後の生活の原資であることから、通常の給与所得等に比べて課税が大きく優遇されています。

【退職所得の計算式】

$$(\text{退職金の額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

現行制度では、法人の役員が勤続5年以下で退職金を受け取った場合、いわゆる「2分の1課税」が適用されません。今回の改正は、勤続5年以下の従業員についても、役員と同様に「2分の1課税」が適用されなくするというもの。ただし、退職金から退職所得控除額を除いた残額のうち300万円以下の部分については、引き続き「2分の1課税」が適用されます。

なお、この改正は令和4年分以後の所得税について適用されます。

●源泉徴収関係書類の電子データによる提出

令和2年分の年末調整より、年末調整手続の電子化がスタートしました。

従業員から年末調整申告書に記載すべき事項を電子データにより提供を受けるためには、勤務先があらかじめ所轄税務署長にその承認を受ける必要があります。

今回の改正では、税務関係手続のデジタル化をより推進するため、従業員から給与所得者の扶養控除等申告書などに示す書類を電子データにより提供を受ける場合には、税務署長の承認が不要となります。

この改正は、令和3年4月1日以後に提出する源泉徴収関係書類について適用されます。

資産課税の改正

●住宅取得資金贈与の非課税措置

住宅取得資金贈与の非課税措置(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置)とは、直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた際、最大で1,500万円までの金額について贈与税を非課税とする特例措置です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で住宅需要が伸び悩んでいることから、令和3年内の住宅取得については非課税枠が据え置かれることになりました。

【令和3年4月1日～12月31日の期間に住宅を取得した場合の非課税限度額】

	現行	改正案
消費税率10%が適用される耐震、省エネ 又はバリアフリーの住宅用家屋	1,200万円	1,500万円
消費税率10%が適用される一般の住宅用家屋	700万円	1,000万円

なお、この改正は、令和3年1月1日以後の住宅取得資金の贈与について適用されます。

●教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、以下の措置が実施されたうえ、適用期限が2年延長されます。

①贈与者が死亡した場合の残額に対する取扱いの変更

現行制度では、贈与者が亡くなった場合、死亡前3年以内に拠出した教育資金の残額にのみ相続税が課税されます。しかし、改正後は、教育資金を拠出した時期を問わず、すべての残額に相続税が課税されます。

ただし、受贈者が①23歳未満、②学校等に在学している、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している などの場合に限り、贈与者死亡時に相続税は課税されません。

この改正は令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用されます。

②「相続税の2割加算」の対象に追加

今回の改正では、贈与者の死亡に伴い、孫やひ孫が残額を相続(遺贈)したとみなされ、相続税が課される場合には、その相続税額が2割加算の対象となります。

なお、この改正は令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用されます。

法人課税の改正

●所得拡大促進税制の見直し

中小企業における所得拡大促進税制について、適用要件が見直されます。

【改正案】

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\%$$

※雇用者給与等支給額とは、適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。

※比較雇用者給与等支給額とは、前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。

具体的には、これまでは継続して雇っている人に支払う給与の総額が1.5%以上増えた場合に増加分の15%を減税してきました。今後は賃上げがなくても、人員増などで給与総額が1.5%以上増えれば、減税の対象となります。また、税額控除率が25%となるための要件も同様に見直されています。

納税環境整備の改正

●電子帳簿等保存制度の見直し

従来は、電子保存の3カ月前までに、所轄の税務署へ申請書を提出する必要がありました。つまり、電子保存までに少なくとも3カ月間待機しなければなりません。今回の税制改正大綱でこのプロセスを廃止することにより、電子帳簿保存法に対応したスキャナやクラウド会計ソフトを用意すれば、すぐ電子保存ができるようになりました。

本資料は、令和2年12月10日に公開された「令和3年度税制改正大綱」の内容に基づき、一般的な情報提供を目的として作成したものです。そのため、今後国会に提出される法案等とは内容が異なる場合がありますのでご留意ください。

お問合せ先


税理士法人 エム・エイ・シー
 Masuda & management Accounting Consultant

 福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目18番25号 第五博多備成ビル9F
 TEL:092-431-3310 / FAX:092-431-3320 HP: http://www.mac-tax.or.jp
